

久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務

仕様書

令和 8 年 1 月

久留米市健康福祉部保健所健康推進課

この仕様書は、久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務について、企画提案書作成のために、基本的な仕様を定めたものである。

本業務の受託候補者として選定された者は本市と協議を行い、受託候補者の企画提案内容にあわせて仕様書を変更の上、契約を締結する。ただし、提案内容が全て盛り込まれるものではないことに留意すること。

## 1. 件名

久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務委託

## 2. 業務目的

久留米市（以下「甲」という。）の令和6年度の特定健康診査の受診率は、39.4%であり、第4期特定健康診査等実施計画で設定した受診率目標である60%との乖離は大きい。

また、各種がん検診の受診率も、第3期健康くるめ21計画（久留米市健康増進計画）において設定した目標値との乖離は大きく、これまでにない受診率向上に向けた取組が必要である。

特定健康診査及びがん検診について一体的に受診率の向上を図るため、データを活用した特定健康診査及びがん検診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な手法を立案し、実施するとともに、国民健康保険の被保険者を中心とした医療費適正化に取り組む。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4. 業務内容

甲は受託者（以下「乙」という。）に対して以下の業務を委託する。

### （1）データ分析業務及び受診勧奨計画の策定

① 甲は、本業務に使用するため、健診結果データ等（別添1）を乙に提供する。乙は独自にそのデータを分析し、以下の業務の実施を通して効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。

### ② データ分析を可能にするためのデータ加工業務

乙は、甲から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

### ③ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

乙は、データ分析により、受診勧奨すべき対象者を特定する。

- ④ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務  
乙は、③により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、独自に分析し、効率的かつ効果的な受診勧奨を行う。
- ⑤ 受診勧奨対象者の最終決定業務  
乙は、通知勧奨の対象人数にあわせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。
- ⑥ 受診勧奨計画の策定  
乙は、データ分析業務の結果を踏まえ、令和8年度の受診勧奨計画を策定し、甲に対して提案し、甲乙協議の上、確定する。

## (2) 特定健康診査未受診者受診勧奨

- ① 対象者  
全受診対象者のうち、分析によって勧奨すべきと特定された対象者で、甲が合意した者
- ② 勧奨方法  
乙は、文書による勧奨及びSMSによる勧奨を実施するものとし、その他乙からの提案に基づき、受診率向上に寄与すると考えられる手法については、甲乙協議の上、実施する。
- ③ 対象人数（想定）  
対象人数の想定上限は以下の通りとする。
  - ・文書による勧奨 35,000 人
  - ・SMSによる勧奨 8,000 人
- ④ 実施時期  
令和8年6月頃から令和9年1月頃まで  
乙は、上記期間中に文書による勧奨を2回以上、SMSによる勧奨を1回以上実施するものとする。
- ⑤ 文書通知物の内容  
通知物（受診勧奨用資材）については、乙が実施した他自治体の受診勧奨事業においてすでに実績があるものを参考にし、分析によって勧奨すべきと思われる対象者に対して、最も効果のあるものを送付する。  
なお、業務内容（4）に定める勧奨にかかるランディングページの二次元コードを掲載することで、受診予約等の明確な受診行動を誘導するものとすること。
- ⑥ 文書通知物の印刷  
文書による勧奨においては圧着形式のハガキまたはリーフレット、単版はがき形式での通知物の印刷は乙が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報をもとに、乙が印刷する。

- ⑦ 文書通知物の宛名印字  
甲から乙に提供する氏名・住所等情報の文字フォントは、「行政事務標準文字（M J+）」を使用する。乙は宛名印字において当フォントに対応するものとする。
- ⑧ 文書通知物の校正  
文書通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。
- ⑨ 文書通知による受診勧奨対象者の最終決定  
甲から提供される受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。
- ⑩ 文書通知物の送付  
送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。また、郵送に係るすべての経費は本業務委託の契約金額に含める。
- ⑪ 文書通知物のサンプル納品  
文書通知物発送後速やかに、乙は甲に対し各10部のサンプルを納品する。
- ⑫ SMSの内容  
乙は、甲が提供する特定健康診査受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等から、SMSを用いた受診勧奨が効果的な対象者の選定、受診勧奨メッセージの作成、対象者への受診勧奨メッセージの送信を行う。配信元は、対象者の使用キャリアに応じて甲の連絡先番号または特定の数字とする。  
また、SMSによる受診勧奨メッセージから、業務内容（4）に定めるランディングページへのアクセスを促すものとする。

### （3）がん検診未受診者受診勧奨

- ① 対象者  
がん検診受診対象者のうち、分析等により受診すべきと特定した対象者で、甲が合意した者とする。勧奨対象とするがん種については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づいたものとし、乙による提案を受け、甲乙協議の上、決定する。なお、勧奨対象とするがん種の提案内容は、本業務委託の目的達成に寄与するものとし、効率的かつ効果的な受診勧奨の実施及び受診率向上を推進できる内容とすること。
- ② 勧奨方法  
乙は、文書による勧奨を実施するものとし、その他乙からの提案に基づき、受診率向上に寄与すると考えられる手法については、甲乙協議の上、実施する。

③ 対象人数（想定）

対象人数の想定上限は以下の通りとする。

- ・文書による勧奨 40,000 人

④ 実施時期

令和 8 年 6 月頃から 9 月頃まで

乙は、上記期間中に文書による勧奨を 1 回以上実施するものとする。

⑤ 文書通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、乙が実施した他自治体の受診勧奨事業においてすでに実績があるものを参考に修正して活用し、分析によって勧奨すべきと思われる対象者に対して、最も効果のあるものを送付する。

なお、業務内容（4）に定める勧奨にかかるランディングページの二次元コードを掲載することで、受診予約等の明確な受診行動を誘導するものとすること。

⑥ 文書通知物の印刷

文書による勧奨においては圧着形式のハガキまたはリーフレット、単版はがき形式での通知物の印刷は乙が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報をもとに、乙が印刷する。

⑦ 文書通知物の宛名印字

甲から乙に提供する氏名・住所等情報の文字フォントは、「行政事務標準文字（M J+）」を使用する。乙は宛名印字において当フォントに対応するものとする。

⑧ 文書通知物の校正

文書通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大 3 回とする。

⑨ 文書通知による受診勧奨対象者の最終決定

甲から提供される受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の 2 週間前までの授受とする。

⑩ 文書通知物の送付

送付については、甲が実施するものとし、乙は文書通知物の成果物を甲に対して納品する。

⑪ 文書通知物のサンプル納品

成果物納品にあわせて、乙は甲に対し各 10 部のサンプルを納品する。

（4）勧奨にかかるランディングページの作成

乙は、文書通知物や SMS による勧奨対象者に対し、円滑に受診行動を促すため、特定健康診査及びがん検診それぞれの健（検）診案内ページ（ランディングページ）を作成する。

ランディングページの作成にあたっては、対象者に応じたメッセージやキャッチコピー、受診のメリットといった行動変容を促す内容と、健（検）診実施医療機関一覧や集団会場での健（検）診日程・場所、予約方法等の情報を盛り込むこととする。

なお、健（検）診実施医療機関の所在地域や集団会場での健（検）診の時期別・種別による条件検索、マップを利用した場所の表示等のように、情報収集の負担を緩和する工夫を施すこととする。

乙は、ランディングページの内容を甲に提案のうえ、甲乙協議後、内容を決定するものとする。

また、ランディングページのURLは乙が指定したURLとし、文書通知物及びSMSに二次元コード又はURLを掲載するものとする。

#### （5）勧奨結果の分析・報告業務

乙は、以下の報告業務を行う。

##### ① 期中報告業務

乙は、（1）に定めるデータ分析業務の結果及び受診勧奨計画について、甲に対し報告する。甲に対する報告は、受診勧奨を実施する前に行うこと。

##### ② 年度末報告業務

乙は、受診勧奨対象者ごとの分析結果をまとめ、事業実施内容とあわせて報告書を作成する。甲に対する報告は、令和9年3月末までに行うこと。

報告書の内容は、最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等を網羅したものとし、全体受診率・過去健（検）診経験者受診率・過去健（検）診未経験者受診率・対象者に占める受診勧奨率（カバー率）・勧奨対象や勧奨資材毎の受診率並びに勧奨結果について効果検証を実施したものとし、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策の提案内容をまとめたものとする。

なお、報告にあたって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。

#### （6）その他

乙は、この仕様書に定めはないが、本業務委託の目的達成に寄与すると認められる業務について、甲に対して提案を行うことができる。当該提案業務の実施においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

### 5. 健診結果データ等の個人情報の授受について

（1）甲は、本業務の履行に必要な健診結果データ等を乙に提供するものとする。提供データの詳細については別添1を参照すること。

（2）データ提供の方法は、伝送とし、個人情報の取扱いの観点からLGWAN回線もしくは閉域網回線のみ利用可とする。必要な回線については乙で準備すること。

## 6. 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、本業務完了後に支払うものとする。
- (2) 本業務完了後、乙は速やかに甲に検査を請求し、検査に合格した時は委託料の支払いを請求する。甲は乙が提出する請求書に基づき速やかに委託料を支払うものとする。

## 7. 情報の保護

- (1) 甲・乙の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む)
- (2) 乙は、本業務に関するデータの管理において、漏えい、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。
- (3) 本業務完了後、乙は、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを甲に引き渡すものとする。

## 8. 個人情報の保護

- (1) 乙は、本業務の履行にあたり、プライバシーマークの取得または情報セキュリティマネジメントシステム I S O / I E C 2 7 0 0 1 ( J I S Q 2 7 0 0 1 ) の認定を受けていなければならない。
- (2) 乙は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理にあたる。
- (3) 乙は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律、関連する各種の規程及び個人情報取扱特記事項(別添2)を遵守するとともに、個人情報の適切な管理のための規定を整備し、適切に運用しなければならない。
- (4) 乙は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施する。

## 9. その他特記事項

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て乙の負担とする。その際、セキュリティ対策を講じること。
- (2) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (3) 甲が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (4) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (5) 甲が提供する宛名データに関して、乙はそのデータに基づき通知物の発送を行うが、この際、転居情報などはデータ提供時に原則反映されているものとする。
- (6) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として乙に返送された場合、業務完了後に原則廃棄を行う。
- (7) 本業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する

合理的配慮の提供をしなければならない。

(8) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

甲が乙に提供する健診結果データ等

1. 特定健康診査関連情報データ

①特定健診受診券データ

- ・TKAB251、TKAB252／ファイル形式：CSV 直近3年度分（当年度分を含む）

②特定健診・特定保健指導受診歴データ

- ・FKAC165／ファイル形式：CSV 過去4年度分（前年度分を含まない）
- ・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分（前年度分を含む）

③特定健診対象者データ

- ・FKAC161 又は FKAC173／ファイル形式：CSV 当年度を含む3年度分

2. がん検診関連情報データ

①各がん検診対象者データ（当年度基準日：20歳～69歳までの者）

- ・ファイル形式：Excel, CSV 直近2年度分（当年度分を含む）  
個人識別番号、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名、性別、生年  
月日、国保資格有無

②各がん検診受診歴データ

- ・ファイル形式：Excel, CSV 直近3年度分（当年度分を含む）  
個人識別番号、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名、受診日、受  
診医療機関

3. 特定健康診査関連及びがん検診関連 共通データ

(1) 印刷・発送関連データ

①宛名印字用データ

- ・宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※文字コードは原則Shift-JIS、フォントは行政事務標準文字（M J +）とする。

※個人識別番号（上記データに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所  
方書、漢字氏名、カタカナ氏名を含むもの。

(2) 資材作成用データ

①健診等情報管理データ／ファイル形式：Excel

※資材に印字する健診等情報について整理したもの。

②市町村章データ／ファイル形式：JPEG

4. 通知物の発送の都度提供するもの

(1) 印刷・発送関連データ

①発送対象者リスト作成データ

・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

5. 期末報告前に提供するもの

(1) 報告書関連データ

①報告書作成用データ

・受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV 当年度を含む3年度分

※受診者の個人番号、受診年月日（8ヶタ）、受診区分フラグの3列を含むもの。

6. その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、甲乙にて協議の上、  
提供する。

## 個人情報取扱特記事項

### 1. 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### 2. 収集の制限

- (1) 乙は、本業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙は、本業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### 3. 安全管理措置の遵守

- (1) 乙は、甲が行っている安全管理措置と同等の措置を講じるよう努めなければならない。
- (2) 乙は、安全管理措置の内容を、甲に書面で報告するものとする。
- (3) 甲は、乙が講ずる安全管理措置が甲の当該措置と同等でないと思慮するときは、乙に甲が求める措置を講ずるよう命じることができる。

### 4. 秘密の保持及び目的外利用の禁止

- (1) 乙は、本業務による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は事務の目的以外の目的に利用してはならない。本業務が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

### 5. 漏えい、滅失及び損の防止

乙は、本業務による事務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失、き損を防止し、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 6. 個人情報の返還

- (1) 乙は、本業務による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の終了又は解除後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- (2) 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

## 7. 個人情報の廃棄

- (1) 乙は、本業務による事務に関して知ることのできた個人情報をについて保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (2) 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

## 8. 事故の報告

乙は、本業務による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

## 9. 複写及び複製の禁止

乙は、本業務による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の文書による指示及び承諾があるときはこの限りではない。

## 10. 従事者の監督

- (1) 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの委託業務による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。
- (2) 前項の場合において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に定める派遣労働者に保有個人情報の取扱いに係る業務を行わせる場合には、労働者派遣委託業務書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

## 11. 甲による監査・立入調査

甲は、乙が本業務による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。